

◆12月に設備導入をされる場合はご注意ください！「固定資産税の軽減」

～先端設備等導入計画を提出し、固定資産税の課税標準が3年間ゼロ～1/2に！～

11月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少し、ようやく経済活動も戻りつつあります。この時機を逃さず、事業再構築(製品開発・業務改革)のための設備投資をされる社長も多いことと思います。当組合にも設備導入の補助金相談、融資相談が寄せられています。

その際、是非、押さえておいて頂きたい優遇税制があります。設備の取得前に「先端設備等導入計画」を提出し、認定を受けることで固定資産税の課税標準が3年間ゼロ～1/2となることをご存知でしょうか？

固定資産税は1月1日時点の所有者が負担することとなりますので、12月の設備導入は重要なタイミングです。

もしも、12月中に設備導入を予定されている場合は、『「工業会からの証明書」が発行されるかどうか?』をメーカー・商社にご確認下さい。

「工業会からの証明書」が発行される場合は、先端設備等導入計画を作成・提出することで固定資産税の軽減措置を受けられる可能性がございます。

また、「工業会からの証明書」が発行される場合には、別に経営力向上計画を提出することで即時償却(または取得価額の10%の税額控除)を選択適用することが可能となります。

固定資産税・法人税の軽減のために漏れなくご確認下さい。各種計画について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にリタネッツ(tel: 048-658-8881)までご相談下さい。計画の作成のポイントや申請が間に合うかどうかをお調べいたします。



◆リタネッツ事業協同組合 第29期 通常総代会を開催しました。

～コロナ禍の制約の中、多くの組合員の皆様に組合事業にご参加頂きました！～

11月29日(月) 組合事務局(さいたま市大宮区桜木町)にて、令和3年度(R2.10.1～R3.9.30)通常総代会を開催しました。当日は組合員を代表して総代の皆様にご出席(本人・書面含む)頂き、以下6つの議案を審議し、全ての議案が承認されましたことをご報告いたします。

第1号議案 第29期 事業報告並びに第29期 決算承認の件

第2号議案 第30期 事業計画(案)決定の件

第3号議案 第30期 収支予算(案)決定の件

第4号議案 借入金残高及び銀行保証額の最高限度額決定の件

第5号議案 取引金融機関決定の件

第6号議案 役員報酬決定の件



特に第29期 事業報告ではコロナ禍、活動に制約がある中で、セミナー(17回開催)に“のべ72名”の皆様にご参加を頂きました。また、2021年目玉の補助制度(事業再構築補助金)では「日本一判りやすいフローチャート」に“合計11社”からお申込みを頂くと共に、具体的な補助金支援・優遇税制活用では、18社の支援を行うことができました。

第30期(R3.10.1～R4.9.30)も引き続き、コロナ禍でも事業を伸ばすための補助制度・優遇税制の情報をお届けして参りますので、引き続き、組合情報誌WAVEをご確認下さい。